



2018年7月1日
第631号

1部10円(組合員は組合費を含む)
郵便振替0960-7-117274

Tel (06)4793-0633 Fax(06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

発行 大阪教育合同労働組合
Education Workers and Amalgamated Union Osaka(EWA)
発行人 大橋 裕子
連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 8F

大阪北部地震

安否確認・安全確保は十分か？ 労働条件の変更は行われているか？

6月18日に大阪北部を震源地とするマグニチュード6.1(震度6弱)の大きな地震が起きました。組合本部は府教委との夏期一時金交渉を中止。そして、組合員の安否確認を行うと同時に、今回の災害を理由に、またその結果として、組合員の労働条件、労働条件に変更が生じていないかを組合員に確認しました。各支部でも、市教委にあいついで申し入れを行いました。

【吹田支部】

~全校の安全点検を再度実施せよ~

震度5強だった吹田市では、19日に市内全校で教職員による破損個所の点検が行われました。それを受けて、20日から授業が再開されました。しかし、翌日

以降も早朝から体感的に強く感じる余震があったことから、吹田支部は急遽、子どもと教職員の安全確保の観点から、吹田市教育委員会学校教育部長に『授業再開に際し、再度安全確認点検の実施を全校で実施するように』との申し入れを20日朝に行いました。高槻市寿永小学校の例を見るまでも無く、設置者には徹底した安全配慮義務が求められています。念入りな点検を再度行い、安全の確保が保証されない限り授業は安易に再開しないことを求める必要があることを訴えました。

また、28日の支部大会では、震災当日の教職員による点検も、ヘルメットや軍手の装着指示も無く行われていることや、危険個所を放置したまま、授業が普段通りに行われていることなどの報告が現場から寄せられました。保護者・市民の声も併せ、

改めて今回の問題点を整理し、本格的な市教委交渉を持ちたいと思います。

【大阪支部】

~今回の混乱を検証せよ~

大阪市教育委員会の対応が遅く、学校現場が混乱しました。また吉村市長がツイッターで、「安全確保のため、全て休校にする指示を出した」などの情報を流したため保護者からの問い合わせが学校に殺到し、その対応に現場が追われる事態になりました。この事態をふまえて大阪支部は、市教委に対し緊急時対応の検証および改善を要求する抗議メールを送りました。

【南河内支部】

~被害・安全調査結果を検証せよ~

大阪南部に位置していたため、地震の被害はほとんどありませんでしたが、18日中に市教委の

教育総務と建築課で各校の施設の安全確認を行い、その後、管理職による目視での安全確認が行われました。それを受けて25日には教育総務がリストアップされた危険箇所を点検しました。

南河内支部では、市教委に対し、地震による耐震被害調査の結果を公表せよ、ブロック塀の調査方法と結果を説明せよ、と申し入れを行いました。結果が不十分なら早急に再度専門家による安全点検を要求していきます。

気を緩めることなく注視を

今回の地震は前震であるとも言われています。 組合は、引き続き各職場で安全確保と労働条件の変更に注視していきます。

五十里元子(執行委員)

府教委 強引に「学校休業日」を導入

組合への事前協議もなく 一方的に進める

6月12日に府教委は、府立学校長宛に「働き方改革に係る夏季休業期間中の学校休業日の試行実施」という通知を出しました。

「お盆の期間(8月10日から16日)を含む連続3日間以上の『学校休業日』を設定して生徒の登校を禁止し、公務全般を休止する。教職員には年休や夏季特別休暇を促す」というものです。

通知には「『働き方改革』や健康管理の観点から、長時間勤務の一層の縮減を図る」とあります。「働き方改革」を掲げるのであれば、まず「働く主体」としての教職員・労働組合の意見を聞くべきです!

府教委へ質問状

高校支部は即座に府教委へ質問状を出し回答を得ました。

(Q1) 使用者側である府教委が学校休業日の設定をするのであれば、年末年始の休日と同じ扱いにすべきと組合は考える。そのような検討がされているのかどうか。

(A1) 検討はしていません。

(Q2) 通知のQ&Aには「休暇取得は個人の自由であり、強制することはない」とあるが、具体的に校長をどのように指導するのか。

(A2) 校長連絡会等を通して指導しています。

(Q3) 学校休業日に「承認研修」を申請することが考えられる。積極的に認める意向があるのか。

(A3) 承認研修に関する通

知に基づき、適切な運用が行われなければならないと認識しています。

(Q4) 学校休業日に教職員が勤務する場合の取扱いはどうなるのか。

(A4) 通常の勤務の扱いです。

いつ休暇を取るかは働く者の権利

通知には、「やむを得ない事情のある場合は、特例的な扱いとして業務の遂行に必要な教職員を出勤させるなど柔軟に対応することとする。ただし、勤務する教職員は必要最小限の範囲にとどめること。」となっていて勤務することが「特例的な扱い」としてあります。通知は休暇を取るのが当たり前で、取らないのが「特例」であり、その是非を校長が判断するという逆転した不

当な見解です。

嫌ならSSC入力をしない!

組合へ相談を!

休暇を取るかどうかは個々の教職員の権利です。「お盆の時期は交通事情が混雑するので別の日に休む」という判断は尊重されなければなりません。校長が「休暇を取れ」と言ってきた場合、「年休、夏季休暇は別の日に取る」で突っぱねればよいでしょう。それ以上の強要や「執拗な『お願い』」があれば労働基本権の侵害、パワーハラスメントになります。教育合同はすぐに動きますので相談して下さい。たとえ校長が学校休業日を設定しても、本人がSSCで休暇申請しない限りは「通常の勤務」です。

田中浩昭(高校支部)

岸和田支援学校 非常勤看護師パワハラ解雇裁判

傍聴支援をお願いします!!

6月13日、大阪地裁において上記裁判の第3回口頭弁論が開かれました。組合員のみならず友誼組合や今後活動予定の「支える会(仮)」からも傍聴支援がありました。

たものを提出するように要望がありました。

ていません。非常勤であった組合員らの「任期が切れた」ということで幕引きを図ろうとした府の不誠実さに怒りは収まりません。

号法廷において行われます。また、それに先立って、大阪府労委では組合員らが証人となる尋問が8月27日(月)15時から行われます。ぜひ、傍聴支援をお願いします。

双方から出された書面に關するやり取りの後、裁判官から被告大阪府に対して組合員らを看護業務から外す措置を行った理由について立証する報告書はあるのか、と質問がありました。また、原告組合員らには府のパワハラ行為の主張を箇条書きにしてまとめ

「有期」労働者ゆえに真相追及もままならず
2017年1月19日に組合員らが雇止め通告を受けて以降、雇止めされた3月31日までに起きた多くの混乱、パワハラ行為の真相は依然わからないままです。府は組合との団交においても、どのような経過や調査で組合員らが通常の看護業務を外されることになったのか納得のいく説明ができ

この間も、様々なハラスメント問題がマスコミなどで報道されてきました。ハラスメントを行った側が行う調査は、ハラスメント行為を正当化しようとする方向に働くことは明らかであり、第三者調査の必要性は周知のところ。次回の弁論は9月5日(水)10時から大阪地裁809

【2017大阪府事件 府労委証人尋問】
 (講師・臨時職員雇用継続要求 不誠実団交事件)
 日時：8月27日(月)15時
 場所：大阪府労働委員会 (エルおおさか)

【岸和田支援学校 非常勤看護師パワハラ解雇裁判 第4回口頭弁論】
 日時：9月5日(水)10時
 場所：大阪地裁809号法廷

文化おちこち (202) アジア・ヨーロッパで考えたこと

【その2】
コロナボでのセミナーを終えたあとに訪れたインド・ケララ州のコーチンでは、いくつか印象的な場面に出くわした。
一つは、映画『霧の現界』に出あったことだ。フォート・コーチンにあるバスコ・ダ・ガマの墓があるという教会近くで、プラカードを持った「デモ隊」がいて、「何のデモか?」と聞くと「映画『霧の現界』」とのこと。主人公の乗った車がデモ隊と遭遇する場面らしい。インドは映画の人氣が根強い。私も映画館に入ってみたが、観客は叫び、笑い、唄い、手拍子を打ち、とその反応の方が楽しかったほどだ。



もう一つは、人々が自分たちの州に大きな誇りを持っていることだった。その背景には高い教育水準がある。バック・ウォーターと呼ばれる水郷地帯を小さな手漕ぎ舟で回るツアーの女性ガイドさんは、「ケララには代々、子どもに教育を受けさせる伝統がある。私の親も、私も、私の子どもたちも、そのようにして教育を受けてきた。インドの他の地域とは違って、女性も学校に通っている」と話してくれた。

実はケララ州では、インドでは珍しく、何回かの左派政権の経験があり、現在も左翼連合が政権を担っているのだ。街角でも、ゲバラやマルクスの写真をあちこちで見かける。3回目のインドだったが、新たな面を見た思いだった。
(高校支部・寺本勉)



堺市「立ち止まる勇氣」「引き返す勇氣」を

6月5日に行った抗議申し入れでは文書による回答を要求しましたが、期限の7日正午を過ぎても回答なく、夕方になってやっと「お詫電話」が入りました。しかし、「お会いして丁寧にご説明したい」と言うものの「説明」の中身は5日の内容から変わるところはなしとのことで、交渉テーブルに着いても仕方がないと判断しました。

援もいただき、抗議運動1時間以上こわって押し問答を繰り返した結果、教育合同と交渉を再開するまで、集団を一旦中断することを約束させました。しかし、よほど急がされているとみえて直後に「翌月曜日に交渉をお願いします」と電話がかかってきました。25日(月)の交渉は3時間以上に及びましたが、いくら問詰めても「このような調査をせざるを得ない状況に至った」の一点限りで、裏でどのような「力」が働いているのか、謎は深まるばかりです。人権委員の調査を準備する「根拠」、様々な批判を受けながらも後突りできない理由、現場を話させ恐怖に陥らせた責任、どれ一つとして満足に答えられません。

人権委員調査について新聞報道
19日の市議会文教委員会では共産党議員が人権委員の本調査を問題視、中止・破棄するよう要求しましたが、市教委は教育合同に対する5日の「説明」を繰り返すばかりで、頑なな対応に終始しました。22日には毎日新聞夕刊が市教委の強権姿勢を批判する記事を掲載、無所属の議員もブログで批判コメントを寄せるなど、各方面から市教委の強権姿勢を批判する声が上がっています。

どんな「力」が働いているのか?
恐怖政治を思わせる調査の手法そのものの問題点に加え、堺市教委をここまで息を詰まらせる「権力」、圧力は抵抗できない市教委の姿勢…。様々な市民運動・組合とも連帯しながら追及してきたいと思えます。
平野立朗(堺支部)

組合の抗議で集団を一旦中断
23日には本部・他支部からの心

スポーツを純粋に楽しむためのサッカーワールドカップのことは、国歌斉唱に始まり、振られる日の丸、選手が口にす
る「日の丸を背負う」等々、日本サッカー協会の「名誉総裁」は皇族、天皇杯なり(皇族の名)杯... スポーツは政治的に利用する手っ取り早い方法だ

当面の日程

- 7月9日(月)18時半~ エル・おおさか606号室 『労働契約法20条緊急学習会』 ~ハマキョウレックス事件、長澤運輸事件の最高裁判決を踏まえて~ 解説：ハマキョウレックス事件弁護団
- 7月15日(日)14時 エル大阪南館5階ホール 『とめよう改憲! おおさかネットワーク公開講演会』 「武力で平和はつくれない、安倍9条改憲を食い止める市民力を!」
・講演 青井未帆(学習院大学教授)
・国会前からの報告 菱山南帆子
- 7月22日(日)10時15分 国労おおさか会館3階大会議室 『「日の丸・君が代」問題等全国学習・交流集会2018』 「強権を破る"あたりまえ"の民主主義を」講演 高作正博 17時 梅田までデモ予定